

# 会報

第2510地区 第11グループ  
函館東ロータリークラブ  
2023~2024

- 例会場 / ホテル函館ロイヤルシーサイド  
TEL (0138) 26-8181 (代)
- 例会日 / 毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所 / 函館市新川町1-24 R4TM新川町2F  
TEL (0138) 23-3870 FAX (0138) 22-2251
- 会長 / 吉村昭夫 ● 副会長 / 吉川達也
- 会長エレクト / 平井喜一
- 幹事 / 松井明子 ● 副幹事 / 番場優
- 友好クラブ / 長崎東ロータリークラブ

## 継続と変化、そして希望

2023~2024年度 会長 吉村 昭夫



世界に希望を生み出そう

ゴードン R. マッキナリー  
国際ロータリー2023-24年度会長

第3138回 12月19日(火)

本日のプログラム

「犬と共に暮らすということ」

T・K DOG SCHOOL 加藤 大希氏

次週のプログラム 12月22日(金)

「クリスマス夜間例会」

於 ホテル函館ロイヤルシーサイド

第3137回例会 2023年12月12日(火) 天候 晴

月間テーマ 疾病予防と治療月間

### ロータリーソング 我等の生業

司会 吉村 昭夫 会長

### 会長報告

1、理事会報告

### 委員会報告

1、会長エレクト：次年度SAAは五十嵐稔会員  
にお願い致しました。

### 幹事報告

1、函館ロータリークラブの例会場は1月から函館国際ホテルに変更になります。

なお、12月28日の例会は会場の都合によりビジターの受付は行われません。

2、他クラブ例会変更：18日(月)函館亀田RC、21日(木)函館RC共に夜間例会、22日(金)函館五稜郭RC移動例会。

## 「インボイス制度について」

近藤 憲昭 会員



### インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (売手編)

次に売手としての準備に取りかかりますよう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
  - 雑収入も含め、売上先が事業者である取引についてはインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
  - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
  - 都度「納品書」の交付が、月締め「請求書」の交付が、レシート・手書き領収書の交付があるかと確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう
  - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
  - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1」のインボイス当たり税率ごとに1圓」端数処理を行うこととなります。
  - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
  - 売上先が作成する「仕入明細書」「仕入伝票等」などにより支払いを受けたい場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先に改めてインボイスの交付は不要です。
  - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も考えてみましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法を共有しましょう
  - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先との安心につながるとも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
  - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや写真形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
  - 売上税額の計算方法は、明細計算と帳上計算があります(売上税額を帳上計算すると仕入税額も帳上計算が必要です)。
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
  - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

### 日本経済新聞 記事利用について

## インボイス税務調査「大口・悪質」に限定 国税庁長官

2023/9/12 5:00 | 日本経済新聞 電子版



インタビューに答える住吉国税庁長官 (7日、国税庁)

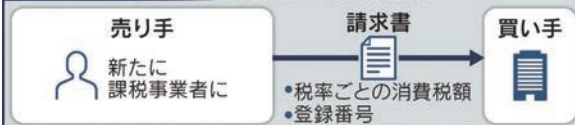
国税庁の住吉長官は10月に始まるインボイス(適格請求書)制度の税務調査について、従来と変わらず大口で悪質な事例に限定して実施する意向を示した。「軽微な記載のミスを確認するための調査はこれまでできていない。記載事項(の不備)をあげつらうような調査はしない」と語った。

### インボイス制度が免税事業者に与える影響

従来の請求書のままだと...  
● 買い手は仕入れ税額控除できない  
● 売り手は納税が免除



インボイス制度に登録すると...  
● 買い手は仕入れ税額控除できる  
● 売り手には納税義務



### 課題 消費税額の価格転嫁が進むかどうか

経過措置 免税事業者が登録した場合に、3年間は納税額を受け取った消費税の2割に

### インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (買手編)

その次に買手としての準備に取りかかりますよう

- 2割特例や簡易課税制度を適用するか確認しましょう
  - 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です(よって、以下の項目は検討不要)。
  - 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引が検討しましょう
  - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についてもインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
  - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
  - 一定規模以上の事業者は、1万円未満の取引について帳簿の保存で仕入税額控除が認められるため、インボイスの保存が不要です(ただし、経理終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります)。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
  - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
  - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
  - 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう。また、価格の転嫁も検討することもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
  - 請求書は、登録番号の有無で区分して管理できるようにすることが重要です。
  - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
  - 電子簿簿保存法のスクリーンショットも保存を検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
  - インボイスの開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
  - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
  - 仕入税額の計算方法は、帳上計算と明細計算があります(売上税額を帳上計算すると仕入税額も帳上計算が必要です)。

## 継続と変化、そして希望

### 消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ

税率は、標準税率 10% 軽減税率 8% の選択税率です。

用途 課税事業者と免税事業者

- その課税期間中の標準税率への課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。「課税事業者」といいます。
- 原則として、個人事業者は標準税率 10% 軽減税率 8% の軽減税率が適用されますが、一定の条件を満たすと標準税率 10% 軽減税率 8% の軽減税率が適用され、消費税の申告及び納付を行う必要はありません。「免税事業者」といいます。

### 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

#### 1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- 複数税率に対応したものととして開始される、仕入税額控除の方式です。
- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手の店名、品名から取引を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
- ⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

開始時期

- 令和5年10月1日に開始されます。

適格請求書とは

- 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- ⇒ 記載事項についてはP6
- 請求書の交付に代えて、電磁的記録(請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。
- ⇒ 電磁的記録の提供についてはP8
- 課税事業者が、登録を受けることができます。
- ⇒ 登録申請手続についてはP10
- 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に記載しない請求書等は発行することができます。
- 登録を受けていない事業者が、適格請求書と認められるものがある請求書を送付する場合は、登録によって禁止されており、脱税した場合は刑事罰が科せられます。

### 2 適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

- 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。
- 様式は、法令又は通達等定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下記の項目が、区分記号請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を送付することができます。

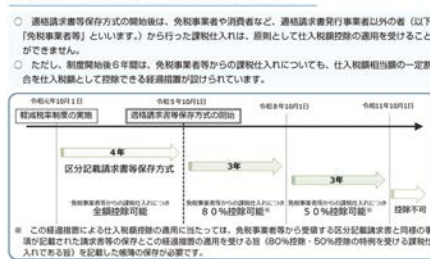
適格請求書	適格簡易請求書
1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
2 取引年月日	2 取引年月日
3 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	3 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び消費税額(税抜き又は税込み)	4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
5 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率	5 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
6 差額の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

請求書の記載事項のイメージ

#### 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

- 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
  - 適格請求書の交付義務が免除されるP12「交付義務の免除」②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
  - 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
  - 古物業、買戻又は宅地建物取引業者が買手事業者が適格請求書発行事業者でないから、古物、買戻又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
  - 適格請求書発行事業者でない倉庫から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
  - 従業員等に支給する通常の必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当に係る課税仕入れ
- 一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(経過措置)。
  - 基準期間中の課税売上高が1億円以下又は特定経路中の課税売上高が950万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについては、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで適格請求書の保存が無くても仕入税額控除が認められます。
    - ① 原則として、個人事業者は標準税率、法人は標準税率
    - ② 原則として、個人事業者は標準税率の1月1日から6月30日までの期間、法人は標準税率が適用される10月1日から9月30日までの期間、法人は標準税率が適用される10月1日から9月30日までの期間
    - ③ 令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であっても、この特別の適用はありません。
    - ④ 1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一路の取引の課税仕入れに係る金額(税込み)が1万円未満かどうかにより判定します。

#### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



#### 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

- 免税事業者(免税事業者が課税事業者を選択し届出書の提出により課税事業者となった場合を含みます。\*)が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日付の属する各課税期間において、適格請求書発行事業者となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額との2割とすることができます。
- ※ 適格請求書等保存方式の開始期である令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、2割特例は適用できません。

Point 2割特例を適用することができない事業者

- 適格請求書等保存方式を既に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者が適用できません。例えば、以下のいずれかに該当する場合には、本特例は適用できません。
  - 1 適格請求書発行事業者でない課税事業者
  - 2 次に掲げる場合における課税売上高が1,000万円を超える事業者
    - ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
    - ・ 高額特定資産を取得した場合等である事業者
  - 3 上記に加え、税額期間の特例の適用を受ける場合も、本特例は適用できません。

【例】免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から登録を受けた場合における同日以後の2割特例の適用例(基準期間中の課税売上高は200万円と仮定する)

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	適用可	適用可	適用不可	適用可	適用不可

Point 納付税額の計算方法等

- 具体的な計算方法以下のとおりです。
- 売上税額 - 売上税額 × 80% = 納付税額(=売上税額の2割)
- (例) 1年間の売上げが700万円(税700万円)の場合の納付税額: 700万円 - 700万円 × 80% = 140万円
- 2割特例の適用を受けるには、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すればよく、事前の届出は不要です。
- また、税額控除制度を選択していない事業者であっても、2割特例により申告することができます。税額控除制度と異なる、2年間継続して適用するといった要件は不要です。
- 税額控除制度と異なり、各事業に適用した売上・収入の区分が必要です。そのため、適用税率ごとの売上税額を把握するために申告書の作成が必要となり、異なる事業の区別が認められることとなります。

### 5 税額計算の方法等

税額計算の方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

【売上税額】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に7/100を掛けて消費税額を算出する方法です(「積上げ計算」)

【仕入税額】

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に7/100を掛けて消費税額を算出する方法です(「割戻し計算」)

【積上げ計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に7/100(軽減税率対象品目の場合は4/100)を掛けて計算する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の合計額に7/100(軽減税率対象品目の場合は4/100)を掛けて計算する方法です。

Point 簡易課税制度を選択している又は2割特例を選択する場合

- 簡易課税制度(P21.22)を選択している又は2割特例(P20)を選択する場合、課税売上高が課税仕入れ等に係る消費税額を納付する消費税額を計算することから、仕入税額控除の要件としては、適格請求書などの請求書等(P13)の保存は求められません。

### ニコニコボックス

- 吉村会長、松井幹事、新保会員、照井会員 近藤会員、本日卓話宜しくお願い致します。
- 佐藤美子会員 クリスマスのお花ありがとうございます。
- 黒島会員 親睦活動委員会の皆さん楽しんで下さい。
- 五十嵐正会員 月初めです。

### ■広告料

- (有)吉川金属工業 吉川達也会員
- (株)道南食肉センター 吉村昭夫会員
- ニコニコBOX達成率(目標 1,200,000円)
- ・本日18,000円 総額565,000円(達成率 47.08%)
- ニコニコBOXで頂いたお金は、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕委員会等の資金となりま

す。ご協力よろしくお願い致します。

■出席報告

・12月12日(火) 会員36名中 出席25名(欠席11名)

今日の昼食メニュー  
中華弁当

市内他クラブ プログラム

12月21日(木)	函館RC	夜間例会
12月22日(金)	函館五稜郭RC	移動例会
12月25日(月)	函館亀田RC	卓話

◆テレフォンサービス 26-3170◆

**(株)中央石油**  
安部 裕一郎 会員  
鍛冶2-16-16 電話 52-4745

**(有)バイエフネット**  
番場 優 会員  
函館市本通2丁目2-15 電話 86-5760